広報 YOKOHAMA

よこはま

NO 545

希望と期待を胸に…

（4月7日　横浜小学校　入学式）

平成18年 MAY 5月号

人口のうごき（平成18年4月1日現在）　人口 5,450人（−16人）　男 2,683人（−7人）　女 2,767人（−9人）　世帯数 2,037世帯（+1世帯）

横浜町行政改革大綱

（平成18年2月28日見直し）

町の行政改革に対する方針について紹介します。

1．行政改革の基本方針

「地方分権時代の協働のまちづくり」実現のための改革

横浜町では、平成8年1月に横浜町行政改革大綱を策定、平成12年1月に見直し更に平成15年3月に見直しを図り平成15年度から17年度までを取組期間とした第三次の行政改革大綱において、より一層簡素で効率的かつ効果的な行財政改革に取り組んでまいりました。

全国的に景気の低迷が続き、少子高齢化に拍車がかかり、社会経済情勢の変化に対応して住民の行政に対するニーズも多様化している中で、市町村合併・地方分権が進められている。このような状況の下で、活力に満ちた魅力あふれる地域社会を築き町民の幸せと町政の発展を切り拓き、次代を担う子供たちへ責任をもって引き継いでいくためには、自主自立のまちづくりを着実に進めていかなければならない。

しかしながら、これを支えるべき当町財政は、自主財源が乏しく国・県への依存度が高く、年々人件費や公債費等の義務的経費が増加するとともに、国の「三位一体改革」による地方交付税等の急激かつ大幅な削減により、平成16年度以降、更に大幅な財源不足が生じ、当町の財政運営体制は根底から大きく揺らいでいる状況にあり、町行政の全般にわたる抜本的な見直しを行い、効率的及び効果的な行財政運営の確立を図る必要がある。

このため、当町においては、平成14年3月に策定された第4次横浜町総合振興計画の推進及び平成17年2月に策定された横浜町行財政改革計画書並びに平成18年2月策定の横浜町集中改革プランを着実に実施するとともに、住民の意見を行政に反映しながら、創造性と活力あふれ共に支え合い、安心を持って次世代へ誇れる施策の積極的な推進を図り、真に町民の幸せと町勢の発展につながる未来を切り拓き、「地方分権時代の協働のまちづくり」実現を目指すものである。

2．行政改革を推進するための基本的事項

（1）行政改革大綱の策定及びその推進状況を把握するため、町長を本部長とする行財政改革推進本部及び住民の代表者からなる行政懇談会を設置する。

（2）推進にあたっては、各種委員会等を含めた全庁的な取り組みとする。

（3）行政改革大綱の推進期間は、平成18年度から平成21年度までの4箇年とする。

（4）行政改革を推進するため、毎年度実施計画を策定し改革推進に取り組む。

3．基本方針を実現するための具体的方策

市町村合併や地方分権の進展など行政を取り巻く環境が大きく変化し、また、IT（情報技術）の普及等による通信手段の発達などにより、社会生活環境が大きく変化してきています。

このような環境の変化を踏まえつつ、厳しい財政状況の中にあって、町民ニーズを生かしながら、常に町民サービス向上を目指す視点に立ち、より簡素で効率的かつ効果的な行政執行体制の構築を図る。

【推進項目】

「地方分権時代の協働のまちづくり」実現のための改革に当たって

1．町民参加と協働による町政の推進

2．自立・持続可能な行財政基盤の確立

3．定員管理及び給与の適正化

4．職員資質の向上

の4つの推進項目を定め、抜本的な見直しに取り組んでいくものとする。

『1．町民参加と協働による町政の推進』

（1）行政の透明性と分かりやすい行政情報の提供

町政に関する情報は、広報誌・ホームページ等を活用し業務の透明性の向上を図り、分かりやすい行政情報の提供に努めます。

（2）町民意見の収集・反映

豊かで住み良いまちづくりの実現に向け、ホームページ等で幅広く意見を収集し、町政への反映を含めた政策への町民参加の促進に努めます。

（3）協働によるまちづくりの推進

地方分権が進む中で、町民と行政が良きパートナーとして連携し、それぞれの知恵と責任において協働して、個性豊かな魅力あふれるまちづくりを推進していきます。

※協働

行政と民間団体（組織）などが、それぞれの得意分野や特徴を生かし、対等な立場で責任を共有しなが

ら、目標に向け連携するものであり、組織の主体性がより発揮できるものです。

（4）NPOや各種団体等の支援・育成

まちづくりの担い手として期待されるNPOや各種団体について、その活動の支援と団体の育成に努めます。

※NPO

ボランティア団体や町民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指します。

『2．自立・持続可能な行財政基盤の確立』

（1）集中改革プランの推進

「地方分権時代の協働のまちづくり」の実現を目指した自主自立のまちづくりを着実に進めていくため、安定した行財政運営体制の構築を図らなければならない。

このため、町行政の全般にわたる抜本的な見直しを行い、効率的かつ効果的な行政体制の整備を図るため同プランを積極的に推進する。

（2）財政の健全化

①自主財源の確保

町税については、課税客体を的確に把握し、使用料・手数料についても、受益者負担の原則に立ち、常に料金の適正な見直しを行うとともに、住民の納税に対する意識の高揚を図る。

また、徴収については、納税者に対し各税の仕組み、役割等を十分理解できるよう指導し、管理職をはじめ町職員一体となって町税及び税外収入の確保に努める。

②経費全般の見直し

人件費を含む経費全般について徹底的な見直しを行い、経費の節減と限られた財源の効果的配分に努める。また、新規施策については、必要性、緊急性、事業効果等を十分検討し維持管理コストに配慮した適切な整備計画を立てるとともに効率的な管理運営計画を策定する。

③補助金等の整理合理化

補助金適正化の観点から、従来の制度、慣行等にとらわれることなく一層の整理合理化を推進することとする。特に、一定期間補助を継続しても目的が十分達成されないもの、補助効果が乏しいもの、社会的経済情勢の変化により実情に合わなくなったもの等は廃止するとともに、同一ないし類似目的の補助金等は整理・統合を図る。

また、存続させる補助金等については、既定の計画規模等の見直しや事業の進捗率、執行状況、補助対象団体の収支等を適切に把握し、高率又は特例的な補助率の見直しを行うものとする。

④公共工事及び町有資産の総合的な利活用

公共工事については、立案・設計から施工の完了までの各プロセスについて、コスト削減の一層の推進に努める。

また、施設の維持管理の総合的なコスト削減を図るとともに、町有資産の総合的な利活用を推進する。

（3）事務事業の見直し

①行政の簡素・効率化

厳しい行財政環境が続く中で、新たな行政課題や複雑・多様化する町民のニーズに的確に対応していくため、これまでの前例・慣例にとらわれない必要性・妥当性・有効性・公平性・緊急性等の視点から検討し、成果重視の視点に立って、最小の経費で最大の効果が上がるよう、常にコスト意識や経営感覚をもって徹底した見直しを行う。

②民間委託の推進

行政運営の効率化、町民サービスの向上等を図るため、事務事業全般にわたり点検し行政責任の確保に留意しつつ、民間委託を積極的かつ計画的に推進する。

③指定管理者制度の導入

行政の役割分担を抜本的に見直し、町民に真に必要な行政サービスを自主的、効果的、効率的に提供していくため、地域において社会公共的なサービスを支える民間事業者、各種団体等の経営のノウハウを活用するために、次の26施設（表1）について指定管理者制度を検討し、民間にできることは民間に委ね、民間との協働により行政サービス提供体制の新たな構築を図る。

（表1）指定管理者制度を検討する施設

1	コミュニティセンター	10	洗心閣	19	一般廃棄物最終処分場
2	砂浜海岸海水浴場センターハウス	11	転作センター	20	烏帽子平自然の家
3	砂浜海岸コテージ	12	どんどりの里	21	保健センター
4	トレーニングセンター	13	特産物加工センター	22	老人福祉センター
5	町民体育センター	14	町営牧場	23	児童センター
6	南地区交流センター	15	菜の花プラザ	24	こなみ保育所
7	北地区公民館	16	はまなす運動広場	25	はまなす保育所
8	ふれあいセンター	17	三保野公園	26	まきば保育所
9	自然体験ランド	18	農業集落排水終末処分場		

※指定管理者制度

公の施設（体育施設、文化施設等）の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として、議会の承認を受けて、町に変わってＮＰＯ、団体、企業に管理等の代行を行わせるものです。

④ＰＦＩの導入

効率的かつ効果的な公共施設等の整備・運営を図るため、民間が整備・運営することが財政の効率化、公共サービスの水準の向上等に資すると考えられる公共施設等については、ＰＦＩ手法の適正かつ円滑な活用を図ります。

また、民間資金の導入による案内施設、案内図等の整備やベンチなどの名入れ寄附の受け入れなど、民間資金の活用について検討します。

※ＰＦＩ（Private Finance Initiative）

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して効率的かつ効果的に社会資本整備を行う手法です。

⑤行政評価導入の検討

行政が行う施策や事務事業等に関して、これらが町民に十分な価値を提供しているか、費用対効果が妥当か、などについて判断し、各施策や事務事業等の間に優先順位を設定し限られた行政資源を適正に配分する観点から、行政評価制度の導入を検討します。

※行政評価

行政機関の活動を何らかの統一的な視点と手段によって客観的に評価し、その評価結果を行政運営に反映させる制度です。つまり、行政が行っている活動（事業など）を町民にわかりやすい形で客観的に評価し、その結果を公表するとともに、今後の行政活動を改善・改革するために行うものです。

⑥電子自治体の推進

行政の簡素・効率化、透明化及び町民の利便性の飛躍的向上をもたらす電子自治体の実現、並びにＩＴを活用した活力ある地域社会の実現を目指す。

⑦権限移譲への対応

町民サービスの向上、事務の効率化等の観点から、町で処理することが有効かつ可能な事務については積極的に対応する。

⑧少子高齢化社会への対応

少子化の進展は、若年労働力の減少はもとより、子どもたちの自主性や社会性の未発達など大きな社会問題を生じており、行政・家庭・学校・企業など地域が一体となって子どもたちを支え、少子化をもたらす要因を排除していく社会づくりを実現しなければなりません。そのため、横浜町次世代育成支援地域行動計画を積極的に推進し、当町の次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ子育て環境を確立します。

また、少子化と同様極めて急速に進んでいる高齢化については、これまでの高齢者保健福祉施策における目標の達成状況等を評価するとともに、高齢者の状況・ニーズなどの現状を踏まえ、住み慣れた地域において高齢者が自分らしく健康で生き生きした生活ができる社会環境づくりのため、第3次横浜町老人保健福祉計画及び第2次横浜町介護保険事業計画を基に、今後ますます加速する高齢化対策に取り組んでいきます。

（4）組織・機構の見直し

①簡素で合理的な組織の構築

行政サービスの向上や年々増加する行政需要に伴い、業務量が増加している中、限られた職員数で業務を行う必要があり、組織に活力と弾力性を保つために、常にスクラップ・アンド・ビルドを基本に、かつ住民から見て容易にイメージでき、わかりやすい組織・機構の改革を図る。

※スクラップ・アンド・ビルド

組織の肥大化を防ぐため、課・係等の新設（ビルド）に当たっては、同程度組織の廃止（スクラップ）を条件とし、なるべくその数を増やさない手法

②災害時に対応できる弾力的な組織体制の充実

突発的な災害が発生した際には、行政の迅速な対応が要求されることから、日頃から、災害時における応援体制が組めるよう弾力的な組織体制の充実を図る。

③自己点検機能の強化

より一層、行政運営の効率化や行政サービスの向上を図るために、今後とも事務事業や組織の効率性についての自己点検（再評価）を行います。

④各審議会、協議会等の構成の見直し

当町には、諮問機関である審議会や事業推進のための委員会等が50余り設置されているが、時代の流れによりその目的や構成人員等現在にそぐわないもの、または目的が似通っているもの等があると思われるので、その組織内容や活動状況等を調査し、廃止や統合あるいは構成人員等の見直しを図る。

『3．定員管理及び給与の適正化』

（1）定員管理の適正化

①数値目標の基本的考え方

地方分権の推進に伴う権

限移譲、少子・高齢化の一層の進展、住民の価値観の多様化等社会経済情勢が大きく変化し、行政に対するニーズも多様化している中で最小の経費で最大の効果を挙げるため限られた人員で職員の資質の向上や適材適所を図り、効率的・効果的な行政体制を作る。

②数値目標の設定の仕方

定員モデル試算値を参考にするとともに、施設の統廃合・民間委託を推進し、退職者に対し新規採用を抑制するかたわら、事務に支障をきたさないように計画的に年齢層のバランスを調整し、住民サービスの低下を招くことのないように定員の適正を図る。

③定員適正化計画（表2）

（2）給与の適正化

人事院勧告に伴い、これまで給与の適正化に取り組んできたが、平成11年度からは町の財政健全化と並行して、特殊勤務手当である保育士業務手当・清掃作業手当・ボイラー取扱業務手当を定額とし、特殊自動車運転作業手当（重機・除雪）を廃止し、さらに、平成17年度は特殊勤務手当を半額にし、18年度からは廃止することとしている。

今後も、国の制度と異なる手当等は是正をし、適正化の積極的な推進を行う。

（表2）③定員適正化計画

部門	区分	17	18	19	20	21	計
一般行政（福祉関係除く）	減員		3	4	4	3	14
	増員		1	1	2	2	6
	差引増減員数		△ 2	△ 3	△ 2	△ 1	△ 8
	職員数	47	45	42	40	39	
一般行政（福祉関係）	減員		1				1
	増員						
	差引増減員数		△ 1				△ 1
	職員数	28	27	27	27	27	
一般行政計		75	72	69	67	66	
特別行政（教育）	減員		1	1	1		3
	増員						
	差引増減員数		△ 1	△ 1	△ 1		△ 3
	職員数	13	12	11	10	10	
公営企業（水道）	減員						
	増員						
	差引増減員数						
	職員数	2	2	2	2	2	
公営企業（国保）（下水）（その他）	減員						
	増員						
	差引増減員数						
	職員数	6	6	6	6	6	
公営企業計		8	8	8	8	8	
総合計		96	92	88	85	84	
特別行政（消防）	減員		1	1	1	1	4
	増員		1	1	1		3
	差引増減員数		0	0	0	△ 1	△ 1
	職員数	20	20	20	20	19	

※参考　第８次定員モデル試算値　一般行政職75人

同時に、新たな人事評価並びに能力・業績が反映される給与制度の導入を視野に入れた施策の検討が必要とされる。

『4．職員の資質の向上』

【効果的な行政運営と職員の能力開発等の推進】

横浜町が、町民のニーズに応え、その使命を全うするためには、行政運営について、より一層の創意工夫が求められるとともに、新たな行政課題や社会変化に対応できる人材の育成が必要です。

このため、「横浜町人材育成に関する基本方針」に基づき、次の点に留意し職員の能力開発を推進します。

（1）自己研磨意識及び目的意識の確立

地方分権の時代に対応していくため、職員一人ひとりがその責任と使命を自覚し、目標や課題に対し、自ら学ぶという自己研磨意識及び目標を達成するという目的意識の高揚を図ります。

（2）管理者の能力開発

管理者の地位にある職員の意識及び行動は、政策展開や業務の運営に直接関係し、組織の活力にも大きな影響を与えるものであることから、管理能力の向上と意識の高揚を図るため、管理者の研修体系のより一層の充実を図ります。

（3）次代の人材育成

次代を担う若手職員については、町民ニーズに対する感覚と環境の変化に対応できる創造的能力を有する意欲ある職員に育てるため、専門的分野の研修だけでなく、あらゆる見識を養うための研修を計画的に推進します。

28億5,319万5千円の使いみちは…

平成18年度　一般会計予算

平成18年度の一般会計予算は28億5,319万5千円で、前年度比較2億7,184万3千円8.7%の減となりました。この減少は、統合中学校屋外運動場整備事業費減などが主な要因となっています。

今年度の予算策定にあたっては、行財政改革計画に基づいて事務経費の一層の節減に努めるとともに、各種補助金や継続事業について見直しを行う一方、福祉事業や生活環境対策、第１次産業の振興等のための予算措置を行いました。

【歳入総額　28億5,319万5千円】

自主財源　6億6,559万4千円

町税	409,088 千円	14.3%
分担金及び負担金	56,794 千円	2.0%
使用料及び手数料	36,120 千円	1.3%
財産収入	10,912 千円	0.4%
繰入金	107,158 千円	3.8%
繰越金	4,307 千円	0.1%
諸収入	41,214 千円	1.4%
寄附金	1 千円	0.0%
計	665,594 千円	23.3%

依存財源　21億8,760万1千円

地方交付税	1,270,000 千円	44.5%
県支出金	485,911 千円	17.0%
町債	194,100 千円	6.8%
国庫支出金	91,013 千円	3.2%
その他	146,577 千円	5.2%
計	2,187,601 千円	76.7%

※%（割合）については、総額に対しての割合を表しています。

【歳出総額　28億5,319万5千円】

議会費	65,882 千円	2.3%
総務費	444,233 千円	15.6%
民生費	628,195 千円	22.0%
衛生費	350,799 千円	12.3%
農林水産業費	430,049 千円	15.1%
商工費	73,855 千円	2.6%
土木費	69,393 千円	2.4%
消防費	192,850 千円	6.8%
教育費	275,009 千円	9.6%
公債費	322,520 千円	11.3%
その他	410 千円	0.0%
計	2,853,195 千円	100.0%

今年度予定している事業・施策

総務費…地域活性化のために
- 一般コミュニティ助成事業
- 緑化推進コミュニティ助成事業
- 青少年健全育成事業

民生費…社会福祉向上のために
- ほのぼのコミュニティ２１推進事業
- 在宅福祉事業

衛生費…生活環境向上のために
- 合併処理浄化槽設置整備事業

農林水産業費…産業活性化のために
- 横浜地区農道整備事業
- 県営一般農道整備事業（豊栄平地区）
- 町有林整備事業
- 中山間地域等直接支払制度事業
- 横浜漁港地域産物供給基盤整備事業
- 百目木漁港地域水産物供給基盤整備事業
- 源氏ヶ浦漁港地域水産物供給基盤整備事業

商工費…商工業発展のために
- 菜の花フェスティバル運営事業
- よこはま夏まつり運営事業

土木費…生活環境整備のために
- 道路維持改良事業

消防費…生命・財産を守るために
- 小型動力ポンプ積載車購入事業

教育費…子どもの健やかな成長のために
- キャリア教育促進事業
- 生涯学習カレンダー作成事業

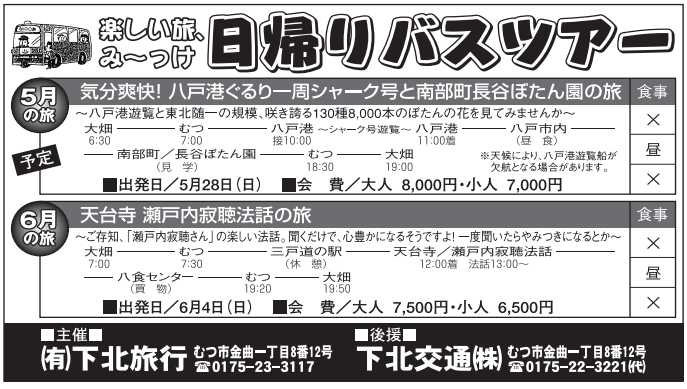

まちのニュース

町内小中学校入学式

平成18年4月7日　新入生　小学校41名　中学校42名

大豆田小学校４名

横浜小学校21名

有畑小学校７名

南部小学校９名

横浜中学校42名

交通安全願いマスコット配付

交通安全祈願祭

ドライバーにマスコットを配付し、「安全運転をお願いします」と呼びかける

４月６日（木）桧木八幡神社で交通安全祈願祭が行われ、横浜町交通安全母の会連合会、横浜町交通指導隊、野辺地地区交通安全協会横浜支部など関係者約30名が参加し、交通事故のない明るい町づくりを祈願しました。

終了後、神社前の国道279号線で、交通安全母の会連合会会員の手作りマスコット200個を配付し、ドライバーに交通安全を呼びかけていました。

一日所長　菅沼由紀子さん　奮闘！

人参を調理する菅沼さん（手前右）

３月23日（木）ボランティアで横浜町学校給食センターの一日所長に菅沼由紀子さんが、委嘱されました。

鳥山照人教育長から委嘱状を交付後、所長より給食センターの概要説明と建物の案内のあと、書類の受付や決裁をすませ厨房で調理員の手ほどきを受け、カレーライス用のばれいしょ・人参等の調理や洗浄も体験しました。

菅沼さんは、短い時間で調理している６人の調理員のがんばりと貴重な体験ができたことに感謝していました。

訂正とお詫び　広報４月号Ｐ７「町のニュース」について誤りがありましたので、訂正してお詫びします。
Ｐ７　町のニュース右下段「小川トメさんの100歳を祝う」　（誤）小川トメさん（大町）→（正）小川トメさん（浜町）

Information ～情報ひろば～

平成18年度 公民館講座受講生募集

講座名	受講料	場所	期日	実行人数	内容	申込〆切日
よこはまコーヒークラブ ～コーヒーを楽しもう～	7,200円（前納制） ※教材費含む	ふれあいセンター（調理室） 19：00～21：00	5月17日(水)・31日(水) 6月7日(水)・21日(水) 7月5日(水)・19日(水)	10人	コーヒーの美味しい入れ方実習 挑戦！自家焙煎 コーヒーの飲み比べ・コーヒーの飲み方・楽しみ方 など	5月10日(水)
エアロビクス教室 & ボディポテンシャル ★はボディポテンシャル	4,000円（前納制） 保険料別途徴収	体育センター & ふれあいセンター（大集会室） 19：00～21：00	7月14日(金)・28日(金) 8月4日(金)・25日(金) 9月15日(金)・29日(金) 10月6日(金)★・13日(金)★	20人	ストレッチやリズム体操に筋力トレーニングを加えて楽しみながら体力の向上を目指します。 ボディポテンシャルって？ リラックスしながら体の可能性を引き出すものです。	7月10日(月)
手芸サークル	6,000円（前納制） ※教材費は別途2,000円程度	ふれあいセンター（会議室） 13：00～15：00	9月2日(土)・16(土) 10月7日(土)・21(土) 11月4日(土)・25(土)	10人	トートバック（ネットに編み込むもの） 和紙人形 ちぎり絵　など 受講者と相談	8月22日(火)

◎お問合せ
横浜町立公民館
☎78－6100

横浜町臨時職員募集

①募集人員　1名
南地区交流センター勤務
②資格
町内に住所のある方
③提出書類　履歴書1通
④業務内容
南地区交流センター（旧横浜第二中学校）の管理及び清掃
⑤雇用期間
平成18年6月1日～平成19年3月31日
週5日、3時間程度
時給675円
⑥応募締切
平成18年5月15日（月）
◎お問合せ
横浜町教育委員会教育課
☎78－6622

国民年金収納指導員のご紹介

青森社会保険事務局では、国民年金制度への理解と啓蒙を促進するために、戸別訪問活動を実施しています。国民年金で担当指導員が個別訪問された際には、ご理解、ご協力をお願いいたします。
◎お問合せ
役場税務町民課
（内線212）

○横浜町担当
国民年金
収納指導員
田中昭雄

固定資産税算定のための家屋評価について

固定資産税は、毎年1月1日現在において、建物、土地、償却資産を所有している方に課税されている町税です。
皆様が建物など新築（増改築を含む）をしたときには、町で家屋評価を実施して固定資産税を算定します。
建物などを建築された場合は町の税務担当が家屋評価に伺いますのでよろしくお願いします。

課税算定のあらまし

固定資産税は、次のような手順で税額が決定され、納税者に通知されます。
①家屋評価等の実施
②税額の算定
（評価に基づく課税標準額×税率）
③納税者宛に納税の通知
また、建物を建築したり不動産を取得した場合には、固定資産税のほか不動産取得税（県税）が取得時に一度課税されます。
建物などを建築したり、取り壊した場合には、役場税務町民課（内線224）までご連絡ください。

毎年5月12日は民生委員・児童委員の日です

「あなたの相談相手　民生委員・児童委員はいつもそばにいます」

「言うことをきかない我が子につい手をあげてしまう」、「高齢の両親の介護に疲れている」、「子どもが家に引きこもりがちだ」などなど、私たちを取り巻く心配ごとの種はつきません。
でも、そんな心配ごとを解決していくのが、町の「民生委員・児童委員」です。
民生委員・児童委員は「民生委員法」、「児童福祉法」によって設置された地域住民を支援するボランティアです。人には様々な悩みがあります。困った時は、民生委員・児童委員に、どうぞお気軽にご相談ください。
民生委員・児童委員は、町のすべての地域に配置され、現在21名が活動を行っています。民生委員・児童委員には法律で秘密を守る義務があり、相談内容が漏れることはありません。どうぞ安心してご相談ください。
◎お問合せ
役場健康福祉課
（内線221）

介護保険制度の改正に伴い、地域包括支援センターができました。

●地域包括支援センターとは？
高齢者や家族の総合的な相談・支援を行います。
・介護保険外のサービスを含む、高齢者や家族に対する総合的な相談・支援
・高齢者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業
●どこにあるの？
役場健康福祉課内にあります。（内線222）
●誰がいるの？
主任保健師　秋田晴美
社会福祉士　杉山二美子

がいます。
いつでも気軽にご相談ください。

くらしに役立つ行政相談 〝春の行政相談週間〟

5月22日（月）から26日（金）までは、「春の行政相談週間」です。
みなさんが日頃抱いている行政サービスへの苦情や意見、要望等についてお気軽にご相談ください。
相談は無料で、口頭・電話・手紙のいずれの方法でもかまいません。
なお、行政相談週間に限らず常時自宅でも相談を受けていますので、どうぞご利用ください。

■春の行政相談
①日時　平成18年5月24日（水）午前10時～午後3時
②場所　ふれあいセンター和室☎78－6100
③相談員　行政相談委員　伊藤悌二（いとうていじ）自宅☎78－6160

◎お問合せ
役場総務課（内線323）

横浜町下水道事業からのお知らせ

横浜町下水道事業は、平成13年度より管渠の工事を実施してまいりましたが、町財政事情等により平成18年度より3ヶ年間の予定で下水道工事を休止することになりましたのでお知らせいたします。又、工事再開の際は、町民皆様のご協力が必要となりますのでよろしくお願いいたします。

公立野辺地病院からのお知らせ

公立野辺地病院小児科では、平成18年5月1日より、常勤医師不在のため非常勤医師による診療となりますのでお知らせします。
なお、今後とも関係機関に対して、一層の常勤医師確保に向けて強力に働きかけ、地域住民の不安解消に鋭意努力して参りますので、ご理解を賜りたいと思います。

①診療日は、月・水・木・金曜日となります。（火曜日と土曜日は診療できません。）
②診療日の受付は、午前11時30分までです。
③午後及び夜間は、医師不在となることから、診療できなくなります。
④今後は、小児科の入院はできなくなります。
⑤小児科対象年齢は、原則として中学生以下です。

◎お問合せ
公立野辺地病院　医事課☎0175－64－3211（内線230）

労災保険のこと、なんでも相談ください

（財）労災年金福祉協会では、労災補償全般に関する各種相談に応じています。
労災の年金・介護・生活問題・心配ごと。
仕事の疲れから来る健康・精神的悩みなど「過労死」等の相談にもご利用ください。
相談は常時受け付けています。
秘密は厳守、相談は無料です。

◎お問合せ
（財）労災年金福祉協会
青森労災年金相談所
☎017－734－7571

危険物取扱者試験及び消防設備士試験日程について

平成18年度試験実施日程

※今年度から一般及び高校生の区分枠を廃止しました。

試験別	試験実施日	受験地及び会場	種別	願書受付期間
危険物取扱者試験（前期）	6月17日（土）	弘前市・八戸市	甲種 乙種 丙種	5月8日～5月17日
	6月24日（土）			
	6月18日（日）	青森市・十和田市・むつ市		
	6月25日（日）			
危険物取扱者試験（後期）	11月11日（土）	弘前市・八戸市	甲種 乙種 丙種	9月25日～10月4日
	11月25日（土）			
	11月12日（日）	青森市・十和田市・むつ市		
	11月26日（日）			
消防設備士試験	8月26日（土）	八戸市	甲種 乙種	7月18日～7月27日
	8月27日（日）	青森市	★甲特 甲種 乙種	

※消防設備士試験の★甲特とは、甲種特類試験です。

◎お問合せ
（財）消防試験研究センター青森県支部
☎017－722－1902

夢を形に青森県警察官（大卒）採用！

●受付期間
5月29日（月）～6月23日（金）
●第一次試験
7月9日（日）
●試験場所　青森市
●試験種別
警察官A（男性）
警察官A（女性）
●採用予定人員　未定
●受験資格
昭和52年4月2日以降に生れた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した者又は平成19年3月31日までに大学を卒業する見込みの者。
★なお、警察官A（男性）のみ警視庁、埼玉県、千葉県、神奈川県及び静岡県の警察官を志望する人も同時に受験することができます。（受験資格は本県と同じ）

◎お問合せ
青森県警察本部警務教養課
☎017－723－4211（内線2663、2664）
又は県内各警察署

保健だより

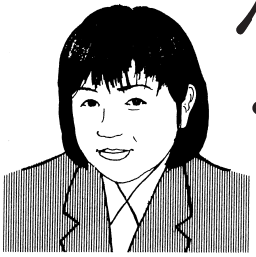

担当　濱谷保健師

「大腸がんを予防しよう」

菜の花が目に鮮やかな5月。町もにぎわう季節です。町民の皆様におかれましては、いかがお過ごしですか。忙しさの中でも、自分や家族の健康をふり返る時間を持ちたいものです。

◆急増しているがん…大腸がん

今まで日本人に多かった胃がんなどの死亡率は、年々低下傾向にあります。それにかわって増加しているのがもともと欧米人に多かった肺がんや大腸がん、乳がん等です。今回は「**大腸がん**」を取り上げてお話します。（図1：あなたの危険度をチェック！）

◆大腸がんの自覚症状

最も多い症状は「**排便時の出血**」です。便に血が混じったり、便の表面に血がついていたら要注意です。痔による出血と間違う場合もありますが、容易に判断できません。自己判断せずに専門医に相談しましょう。

また、便秘・下痢・残便感（排便をしても便が残っている感じ）・便が細くなる・おなかが張るなどの「排便異常」が起こることもあります。

他にも、腹痛や吐き気、出血に気づかず貧血を起こすなどの症状がでる場合もあります。

図1　あなたの危険度をチェック

1	40歳以上である
2	脂肪たっぷりの肉類が好き
3	野菜類はほとんど食べない
4	インスタント食品をよく食べる
5	血縁にがん疾患にかかった人がいる
6	ある時から突然、便秘ぎみになった
7	便に赤い血が混ざっている
8	大腸にポリープができたことがある
9	40歳以上で、大腸がん検診を受けたことがない

（チェックが多いほど大腸ガンの危険が大。予防方法を学びましょう。）

◆大腸がんの予防方法

大腸がんの最大の原因は、「食生活の欧米化」です。まずは、食生活を見直すことが大切です。

脂肪の多い欧米型の食事を控え、緑黄色野菜や豆類を中心に食物繊維の多い和食中心の食事を心がけましょう。また、普段から、便秘にならないように心がけましょう。（図2）

図2

◆早期発見のポイント

大腸がんは、初期には自覚症状が少なく、なかなか見つけにくいものです。そこで積極的に受けたいのが定期検診です。年1回の定期検診を受けて、大腸がんの早期発見に努めましょう。

町では、大腸がん検診として「便潜血反応検査（検便）」を実施しています。この検査では、便の中に血が混ざっているかを調べます。陽性の場合、さらに詳しい検査（X線検査・大腸ファイバースコープ）を受けます。年1回の総合健診や人間ドック等を受け、精密検査が必要な場合は、医療機関で詳しい検査を受けましょう。

★保健師の担当地区が変わります。

「育児や健康等について聞きたい」、「地区で健康に関する勉強会をやりたい」等のご要望がありましたら担当保健師までご連絡ください。

保健師	担当地区
畑中	雲雀平、烏帽子平、明神平、善知鳥、ちどり町、豊栄平、中吹越、吹越、浜町、新町、舘町、旭町、椛名木、塚名平、桧木、大豆田
濱谷	百目木、幸町、松栄、向沢、向平、緑町、新丁、三保野、大町、鶏沢、有畑、浜田

こせきのまど

◎お誕生おめでとう

千葉望乃華（女・３／28生）　満　（中吹越）

◎ご結婚おめでとう

小川　紀　（吹　越）
新山夕香　（野辺地町）

中野　茂　（百目木）
中村良子　（むつ市）

寺尾尊人　（旭　町）
西山裕子　（東通村）

◎おくやみ申し上げます

水木利佐男（73歳）靖　子の父（桧　木）
奈良　修吾（75歳）英　子の父（善知鳥）
杉山　晃三（90歳）泰　巳の父（塚名平）
大関江美子（43歳）俊　彦の妻（旭　町）

『こせきのまど』の掲載について

「こせきのまど」に掲載して欲しくない方は、税務町民課窓口に届出の際に申し出てくださるようお願いいたします。

善意のまど

次の方から善意をいただきました。
ありがとうございました。（敬称略）
横浜町社会福祉協議会　☎78－2067

１．大関一弘　100,000円
（故　大関かな　香典の一部）
２．下北信用金庫
理事長　角本幸太郎　47,800円
（役職員チャリティボウリング大会益金）
３．匿名　5,000円

広報よこはま有料広告 募集中！

広告の掲載料（１回の掲載につき）

基準	規格（縦×横）	掲載料(1件)
１号広告	50㎜×185㎜	12,000円
２号広告	50㎜× 90㎜	6,000円

お問合せ　役場総務課（内線332）

せゝらぎ句会

一日を長くさせたる春嵐　宝
ローカル線ダイヤ乱れる春嵐　菁
春嵐幟ゆるんだり暴れたり　紫山
春嵐小鳥受難の里の山　稀
拭き上げし窓を汚して春嵐　教
商いのテントまきあぐ春嵐　翠川
春嵐去りて穏やか青き空　たか女
落ち着かぬ想い夜更けて春嵐　仁恵
白梅をやっと咲かせし春嵐　世千代
来るはずと思えば来るよ春嵐　礼児
運休の列車もありし春嵐　みれき
　　富子

駐在所だより

横浜駐在所
☎78-2110

抱っこより 安心安全 チャイルドシート

シートベルトチャイルドシート着用強化月間
４月１日（土）～５月31日（水）の２ヶ月間

自動車乗車中の死傷者数とシートベルト着用状況

平成17年中の青森県内の交通事故死者79人のうち、自動車乗車中の死者は40人、うちシートベルト着用者は16人（40.0％）となっています。

非着用死者16人のうち7人（43.8％）は、シートベルトを着用していれば助かったと推測されます。

チャイルドシートの必要性とポイント

○急ブレーキや衝突の瞬間、子供は自分の力だけで体を支えることができないため、車の内部にぶつかったり、車外に放り出されてしまう可能性が大人と比べて大きくなります。

○シートベルトはおおむね身長140㎝以上の人用で、小さな子供の体には合わないため、子供の体に合ったチャイルドシートの着用が必要です。

○車の構造や座席の形によっては取り付けられないチャイルドシートもあるので購入の際は必ず確認しましょう。

○ベルトのゆるみ等誤った取り付けをすると効果が発揮されないので、取扱説明書をよく読み、正しく取り付けましょう。

少年の悩みや困りごとはヤングテレホン・ヤングメールへ

思春期の少年は、心と身体のアンバランスな成長の過程にあり、微妙に変化します。少年はその微妙な変化を日常生活の行動の中でサインを出しています。

小さな変化をどう受け止めるかによって、親子関係も変わっていきます。少年達のサインを見逃さないように接していきたいものです。

お子さんに関することや少年自身の悩み事等の相談を受け付けております。

電話　フリーダイヤル　0120－58－7867
（年末年始・土日祝日を除く、８：30～17：00）
メール　youngmail-587867@extra.ocn.ne.jp
（24時間受理、回答は年末年始を除く2～3日後）
少年サポートセンターホームページ（ピア・ナビ）
http://www17.ocn.ne.jp/~peernavi/

☆各警察署でも御相談に応じておりますので、お気軽に御相談下さい。

平成18年３月末の人身事故発生状況

区分＼町村別	平成18年 3月中 発生	3月中 死者	3月中 傷者	平成18年 累計 発生	累計 死者	累計 傷者	平成17年 累計 発生	累計 死者	累計 傷者	前年比 発生	前年比 死者	前年比 傷者
野辺地町	1	0	3	7	0	11	22	0	26	－15	± 0	－15
東北町(旧東北町)	2	0	2	7	0	9	13	0	20	－ 6	± 0	－11
横浜町	2	0	2	6	0	7	10	0	11	－ 4	± 0	－ 4
六ヶ所村	3	0	21	12	0	37	21	0	26	－ 9	± 0	＋11
合計	8	0	28	32	0	64	66	0	83	－34	± 0	－19

毎月１日は「県民交通安全の日」・15日は「高齢者交通安全の日」

5月の行事予定

1日(月) ちどり保育園　子どもの日祝
2日(火) はまなす保育所　子どもの日祝・子ども会
まきば保育所　子どもの日祝
あさひ幼稚園　春の遠足
3日(水) 憲法記念日
4日(木) 国民の休日
5日(金) こどもの日
8日(月) ㊊狂犬病予防注射～10日(水)
9日(火) ㊍1歳6ヶ月児健診
14日(日) 横浜中学校　運動会
16日(火) ㊌実年教室①
17日(水) ㊍ポリオ生ワクチン経口投与
18日(木) ㊍4ヶ月児健診
20日(土) '06菜の花フェスティバル前日祭
21日(日) '06菜の花フェスティバル
23日(火) まきば保育所　春の遠足
24日(水) はまなす保育所　春の遠足
26日(金) こなみ保育所　春の遠足
㊍離乳食教室
27日(土) 南部小学校　運動会
29日(月) ちどり保育園　春の遠足

各行事の詳細については、下記へ問合せください。

㊊税務町民課	☎78－2111
㊍健康福祉課	☎78－2111
㊌公民館	☎78－6100

わが家の赤ん子だよ!

三津谷 大翔くん　H17.3.31生
昭大・早奈枝さんの子、男（桧木）
「ひろと、心も体もビッグになってね」

飯田 泰雅くん　H17.4.6生
美治・千春さんの子、男（大豆田）
「たいが、たくましくて明るい子に育ってね」

秋田 一真くん　H17.4.7生
公宏・園子さんの子、男（有畑）
「かずま、強く優しく元気な子になってね」

川﨑 琴美ちゃん　H17.4.29生
政広・裕子さんの子、女（百目木）
「ことみ、元気で明るい子に育ってね」

編集後記

この春から新しく担当となりました。入学式の撮影に行き、寒い日がまだ続く中、新入生の嬉しそうな笑顔をみて、春の到来を感じました。

さて、これから桜が咲き、菜の花が咲く良い季節を迎えます。5月は菜の花フェスティバルもあり、町に活気があふれます。今月は忙しくなりそうだ。新入生のような気持ちで楽しく頑張りたいものです。

和

編集・発行　〒039-4145 横浜町字寺下35　横浜町役場　総務課　☎0175-78-2111　F 0175-78-2118
ホームページアドレス　http://www.yokohama.e-shimokita.jp/　メールアドレス　yokohama101@net.pref.aomori.jp